

(様式4)

コンソーシアム(複数事業者による連合体)協定書準則

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、次の業務を共同連帯して受託することを目的とする。

- (1) 新潟市〇区健康福祉課発注の新潟市〇区紙おむつ支給事業業務委託(以下「委託業務」という。)
- (2) 前項に附帯する業務

(名称)

第2条 当コンソーシアム(複数事業者による連合体)は、〇〇コンソーシアム(以下「当コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇〇に置く(ただし、利用者からの受付、配送は担当地区を明確にした上で、構成事業者毎に事務所を設置することとして別途表記しても構わない)。

(成立及び解散の時期)

第4条 当コンソーシアムは、令和〇年〇月〇日に成立し、委託業務の契約履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受託することができなかつたときは、当コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、新潟市と他事業者(コンソーシアム)との間で、当該委託業務契約が締結された日に解散する。

(構成事業者)

第5条 当コンソーシアムの構成事業者は、次のとおりとする。

所在地 _____

団体名 _____

(代表者)

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、委託業務の受託に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

- (1) 新潟市及び監督官庁等と折衝すること。
- (2) 委託業務の入札参加申請に関すること。
- (3) 委託料の請求及び受領に関すること。
- (4) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成団体の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成団体の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%
〇〇〇〇〇 〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了に当るものとする。

(構成事業者の責任)

第10条 各構成事業者は、委託業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇として、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。ただし、請求については、コンソーシアム各構成事業者単位で行っても構わない。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、新潟市との契約期間終了後に、決算するものとする。

(欠損金の負担割合)

第13条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成事業者が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務実施期間中における構成事業者の脱退に関する措置)

第15条 構成事業者は、新潟市及び構成事業者全員の承認を得なければ当コンソーシアムを脱退することはできない。

- 2 委託業務実施期間中において、前項の規定により構成事業者が脱退した場合は、残存する構成事業者が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 また、第1項の規定により構成事業者が脱退した場合、残存する構成事業者の責任分担割合は、脱退した構成事業者が脱退前に有していたところの割合を残存する構成事業者が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

(構成事業者の除名)

第16条 当コンソーシアムは、構成事業者のうちいずれかが委託業務実施期間中において、重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由が生じた場合は、新潟市及び他の構成事業者全員の承認により当該構成事業者を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成事業者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成事業者が除名された場合においては、前条第2項から第3項までを準用するものとする。

(委託業務期間中における構成事業者の破産又は解散の措置)

第17条 構成事業者のうちいずれかが委託業務期間中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第3項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退、除名、破産若しくは解散された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、新潟市及び他の構成事業者全員の承認により残存構成事業者のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第19条 当コンソーシアムが解散した後においても、委託業務につき、瑕疵があった場合は、各構成事業者は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者〇〇〇〇ほか（数）事業者は、上記のとおり当コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（数）通を作成し、各通に構成事業者が記名捺印し、各自所持するものとする。

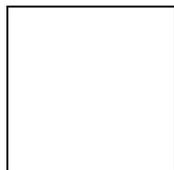
令和〇年〇月〇日

所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____ 印 _____

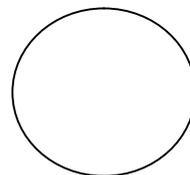
入札参加申請、委託料請求、受領等使用印

代表者

社印

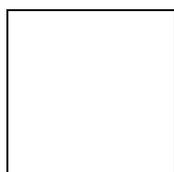


代表者印

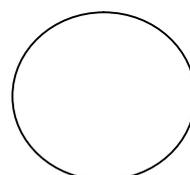


構成事業者

社印

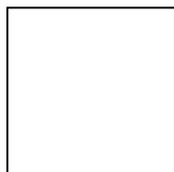


代表者印

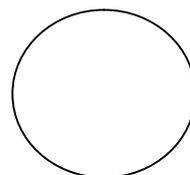


構成事業者

社印

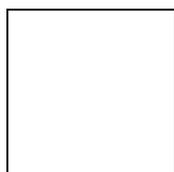


代表者印

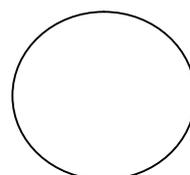


構成事業者

社印

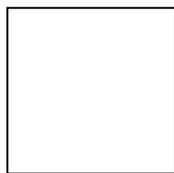


代表者印

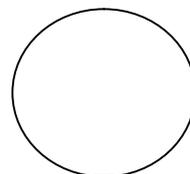


構成事業者

社印



代表者印



構成事業者が4社以下、6社以上の場合は、適宜その他の構成事業者欄を削除又は追加すること。